

第3回宇都宮市男女共同参画審議会会議録

1. 日 時：平成15年11月12日（水） 午後2時～4時30分
2. 会 場：宇都宮市役所 14A 会議室
3. 出席者：山口委員，藤井委員，本田委員，渡邊委員，篠原委員，大木委員，新井委員，水沼委員，平野委員，新川委員，添田委員，宮田委員，荻野委員
4. 公開
5. 傍聴人数：2名
6. 会議経過：

(1)開会

(2)会議事項

【 報告事項 第2回審議会会議録（概要）について】

事務局から，資料1「第2回審議会会議録（概要）」について説明

【 審議事項 ア 新行動計画における目標値等について，イ 計画素案について 】

事務局から，資料2-1，2，3 の説明

説明の後，審議に入る。

(委員)

前回の審議会で，女性相談がDVに特化されるのではなく，総合的な相談窓口にしてほしいと発言したが，今回の資料には見当たらない。取り入れないという方針なのか伺いたい。

また，審議会の位置付けとして，監視機関として調査権限があるのかと前回質問し，次回回答ということになった。どうなっているのか。

市民協働のまちづくりが言われているが，この資料を見ると，評価について内部で完結しているように見える。前回，第三者による評価について意見が出たと思う。事業の評価も内部評価であり，計画の見直しも内部評価である。市民の意見をふまえたものにするべきではないのか。

(会長)

いまの質問について，事務局から説明はあるか。

(事務局)

総合的な相談についての位置付けは55ページの推進体制にあるとおりである。また，意見の申出については，市で意見を受けて，その内容について必要であれば審議会が第三者的な立場として審議することになる。調査権については，条例第23条にあるように，

審議会が市長からの諮問を受け、その趣旨に沿って必要な場合には調査を行っていただくことになる。

計画の進捗管理では、条例第15条のとおり年次報告として市民に対しても審議会に対しても報告しなければならない。この審議会は外部組織であるので、第三者機関とは言えないまでも、同様の機能をもつと考えている。

(委員)

ここで重点事業として挙げられているものは、予算面では今後どうなるのか。

(会長)

いまの質問について、事務局から説明はあるか。

(事務局)

男女共同参画の視点をもって各事業を進めてほしいと協議した上で重点事業として挙げており、現実問題として事業の打ち切り等は今のところない。ただ、重点事業に挙げていない事業については、組み替えなどの変更の可能性はある。

(委員)

例えば、産婦人科医師が行う性教育サポート事業では、学校教育課が予算措置を行うということになるのか。

(事務局)

担当課がその事業に関する予算化を行う。そのため、予算編成前には来年度の事業展開について協議する必要がある。

(委員)

例えば9ページの生きがい支援事業の指標だが、希望なのか具体性の有るものなのか判断が付きにくい。どのように考えればよいのか。

(事務局)

各課の事業計画をもとに目標をたてている。生きがい対応型デイサービス事業では、専用施設の整備を本年度は5施設と予定しており、高齢障害福祉課の高齢者保健福祉計画では平成19年度までに27施設を目標としている。状況が変わらない限りはその計画に沿って事業を進める。こういった計画等ともすり合わせをしたうえで、本計画での目標設定を行っている。

(会長)

評価に耐えうるものとして、事業が計上されているということになる。財源もあるということだ。

(委員)

バスカードの利用助成だが、70歳以上という対象年齢は若すぎるのではないか。どの程度の数になるのか。70歳でも元気な高齢者がたくさんいる。

(事務局)

これは高齢者保健福祉計画で盛り込まれた事業である。高齢障害福祉課で算出した数字では、今年度では9,000人を見込んでいる。(資料に誤りがあり、正しくは対象年齢75歳以上でした。)

(委員)

全額なのか。

(事務局)

市が3,000円、事業者が1,000円、本人負担が1,000円である。

(委員)

了解した。それと、施策の方向11の生きがい作りは「生きがいづくり」とひらがなのほうが良いのではないか。

(会長)

ほかにあるか。

(委員)

施策の方向16について、30代前半の女性の労働力率が全国平均より下回っている原因は何なのか。

(事務局)

分析はなかなか難しいが、全国的な傾向として女性の労働力率はM字型である。平成13年度の市民意識調査でも、本人の意思として出産育児のためにいったん仕事を中断して、その後で働き始めるという選択をする市民が多い。また、働きたいけれども環境的に続けることが難しい、周囲の協力が得られにくい、ということも考えられる。市としては、家庭生活とその他の活動の両立が可能なようにすれば、M字の谷の部分が上がると考えてい

る。もちろん、講じる施策によって上がらないのであれば、別の要因も考えられる。

(委員)

本人に労働意欲があるのか無いのかが問題である。もし無いならば労働力率を全国レベルまで上げるという目標設定が適切ではなくなるかもしれない。

(委員)

潜在的労働力率、働きたいけど働けないという数を含めると、女性の労働力率は80%近くになる。他の先進諸国では子育て期でも十分にこの程度の数値を示している。働きたいけれども働けないという女性がかかり多いことは事実である。

(委員)

潜在的労働力率では、男性と同程度の数値であるということだ。ほかにあるか。

(委員)

評価について、量的な目標値は分かりやすいが、質的な目標値は計りにくい。「生きがい対応型デイサービスセンター」でも「生きがいづくりができた人」といって何万人などと数字を出しているが、その事業の有効性や妥当性、必要なサービスなのか、内容がどうなのか、一旦事業が始まってしまうとそのまま続いてしまう。廃止するのがなかなか難しくなってしまう。民間でも同様の事業を行っているところはあるが、その内容にはばらつきがある。量的に何人達成したのかではなく、内容のチェックをどのように進めていくのか。

(事務局)

担当課でも、どのような形で評価するのが一番よいのか常にモニタリングをかけながら進めると聞いている。「生きがいづくりができた人」の指標がよいのかという課題はあるが、果たしてほかにどのような指標を用いれば適切なのかという問題もある。現段階では、市民ニーズに対応して施設を整備している段階であり、次の段階としてアンケート等で満足度や内容はどうかという調査を行うことになる。現段階で取り得る指標としては専用施設の整備による参加者数が捕らえられる指標と考えている。

(会長)

今、事務局から指標の性格について説明があった。それとも事業の妥当性について質問したのか。個々の具体的な事業の有効性や妥当性ではなくて、事業設定全てのことなのか。

(委員)

男女共同参画の視点からみて、果たして有効な事業なのかどうかという評価を誰がする

のかという問題がある。

(会長)

われわれ審議会も、一つの外部組織として位置付けられている。その意味では非常に責任の有る立場だ。

(委員)

例えば啓発講演会を行ったとして、その参加人数が何人かという数値と、現実の生活者との意識の乖離が生まれるのではないのか。そもそも右肩上がりの目標設定をすることが妥当なのかどうかという根本的な議論や評価をどこがやるのかという問題がある。

(事務局)

今回の行動計画では重点事業やその他事業などを設定しているが、男女共同参画課の事業と他部局の事業がある。男女共同参画課の事業はまさに「男女共同参画推進のための直接的事業」であるが、各部局が行っている事業は本来は男女共同参画とは異なる主目的がある。そういった事業は、男女共同参画の視点でとらえた場合にどうなのか、ということで洗い出したものである。宇都宮市の様々な事業の中で、男女共同参画の推進に有効な事業を今回は取り上げ、担当課にも男女共同参画の視点での取組を要請している。

(委員)

評価をどこがやるのかという問題について、行政の評価の穴を埋めるのが「審議会」の役割だと思う。

ところで、施策の方向3の目標値で「配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合を減らす」とあるが、この目標に対し、重点施策・事業が整合していない。暴力の根絶を目指すのであれば、原因の排除が必要なのではないか。男性側の意識改革や社会全体の理解が必要である。

また、施策の方向5を「国際化に対応した男女共同参画を促進に努める」と文言を変えたということだが、この目標設定は男女共同参画推進としては不適當なのではないか。グローバルな視点で男女共同参画を考えようというのが目的である。これでは拡散している。

(事務局)

配偶者等からの暴力については、根絶を目指すのであり、原因を排除することは必要であるが、市としてどの程度の加害者対策ができるのかということが問題である。現在国が加害者対応プログラムの構築の検討を行っており、全国的にみても対策に取り組んでいるところもある。しかし事例が少なく、効果の測定も確定していないなど、模索中の状態である。何より、加害者へのアプローチが非常に難しく、重点事業としては位置付けにくい。

よって、一般事業としては加害者対策の研究として載せた。

また、暴力を受けた人の割合が45%を越えているにもかかわらず、半数近くが相談しないという現状である。まずはこのような人たちが相談できる体制や状況を作ることが大切だと考えている。二次被害の防止のための相談員の資質の向上、被害者の長いスパンでの自立支援については、市として力を入れて取り組むことが出来ると考えている。もっと効果的な事業や取組が今後考えられるのであれば、追加したいと思う。

「国際化に対応した男女共同参画の促進に努める」についてであるが、世界的な流れを知らなければ男女共同参画を深めることはできないが、現状として地域の在住外国人が増加する一方で交流が進んでいない。地域における国際交流、国際理解から始めることが重要だと考えている。現在、市としては国際化推進基本計画の改定を進めている最中だが、やはり在住外国人への支援や身近な国際理解に力を入れている。ちなみに在住外国人を対象としたアンケートでは、住みやすいと答えた人が49%、地域に親しみがあると答えた人が62%である。

(委員)

それならば「施策の方向3」では目標設定を若干変えたほうが良いのではないか。

また、地域社会における男女共同参画を進めるための目標は、もっと身近なところでの参画機会を確保する事業があるべきなので、トップの代表者の割合よりも一般の参加率でとってはどうか。

(委員)

各種審議会等委員への女性の登用率の目標値は、最低でも30%にすべきではないか。全国的には30%が大半であり、40%というところもある。25%では目標ともいえない。県ではいかがか。

(委員)

35%である。私も新川委員と同意見だ。最低でも30%で入れてほしい。

DV対策について、男女共同参画推進センターには相談員を配置しているが、加害者の精神的な背景も含めて考えると、DVと福祉を切り離すことは出来ないのではないか。男女共同参画センターの女性相談所を訪れて相談しても、その窓口で全てを解決できない。DV対策に福祉を巻き込んで、制度の助成なども考えてほしい。今の相談システムの良い面と悪い面をもう一度検討してほしい。

また、女性の人材リストに載るような人物が、具体的に地域で活動することを望む。ボランティアの代表が40%から50%というのでは低すぎるのではないか。また、地域推進員の活動についても、数値として出してほしい。

(会長)

各種審議会等委員の女性登用率を25%にするのには理由があるのか。

(事務局)

審議会の女性委員の登用目標値は、中核市で30%以下なのは本市を含めて3市、30~35%が24市、35%が5市、40%が7市である。実態は現段階で30%以上なのは7市、20%以下のところも5市という現状である。本市では平成11年より20%を越えているが、それは介護保険制度の導入により介護認定審査会委員の女性数が増加した結果、全体を引き上げたためである。

66ある付属機関等のうち、女性委員が0名が20ある。区画整理審議会など、土木系の女性委員が非常に少ない。また、法律等により委員の資格が定められている場合に、そこに入ることのできる女性の人材がないという問題がある。区画整理に関わる審議会では、地権者が委員となる場合があるが、そもそも女性が土地の名義人であることが少ない。

そういった女性委員のいない又は少ない審議会に女性を入れることで27.9%までは比率を上げることができるとシミュレーションはしたが、実際には同じ人がいくつもの審議会を掛け持ちしている状態であり、委員になれる層を厚くしなければならないのが現実である。

事務局としても、この目標値については検討したいと思う。

(委員)

女性委員を増やしやすいところをどんどん増やして、全体を上げればよいのではないか。

(委員)

この目標値は平成19年度までのものであり、それまでに審議会が改選されるとしても1~2回しかチャンスは無い。それならば、今後新たに設置されたり改選されたり、委員を入れ替えるような審議会では女性の登用率を40~50%にするといったほうが現実的ではないのか。

(会長)

数値目標について、新たな意見が出たが、事務局には色々と検討してほしい。

また、DV加害者対策についても、国が現在研究中であるということが事務局から説明された。DV防止法自体が、加害者対策にまで到達しておらず、そういった現状で宇都宮市として何が出来るのかが問題になる。加害者について相談員自身が十分に理解できるような研修等を実施することで、相談事業を充実することが出来ると思う。民間団体が実際行っているような加害者対策について話を聞くなど、加害者対策の研究の中身が重要になる。また、民間団体の支援の際には、情報提供も十分にしてほしい。

(委員)

職場での男女共同参画について、セクハラに関するものが重点施策として取り上げられていない。今回の条例の中で事業者の責務がはっきりと書かれており、事業者への意識啓発などを考えてほしい。ジェンダーにとらわれた考え方を職場の中でも改める必要がある。こういった部分まで踏み込んだ啓発誌の発行も考えてほしい。

(事務局)

事業主に対してなんらかの働きかけをしたいと考えており、セクハラについても各種研修等を行っている。雇用者からセクハラの相談を受けたという事業主からの相談を受けることがあり、雇用均等室などの関係機関を紹介している状況である。事業主に対して助言、指導、勧告といった権限を市が持っていないことで動きがとりづらく、なかなか問題に入り込めない。勤労者に対するハンドブックの配布による啓発周知を行ってはいるものの、この程度でいいのかという気持ちはある。勤労者だけではなく事業主へ意識啓発等も検討したい。

(委員)

DV相談ネットワークの構築だが、ネットワークのためにたらい回しにするようなことが起きてはならないと思う。その防止について触れる必要があるのではないか。

(事務局)

DV相談ネットワークは、たらい回しを防止するためのネットワークである。

(会長)

ほかにあるか。

(委員)

10代の人工妊娠中絶率を20.2%から15.0%まで下げるということだが、現場の実感としては非常に難しい数値だと思う。

性教育サポート事業は、重点事業となっているということは、内容を少しずつ変更することはあっても平成19年度まで実施されるものなのか。

(事務局)

学校教育課との協議で、事業の内容変更は考えられるが、平成19年度までは継続するという話は聞いている。

(委員)

エイズ対策も重点事業としてほしい。栃木県のエイズ感染者が平成15年9月で全国

10位という現状がある。

(事務局)

一般事業43番で、エイズだけではなくて性感染症全般を扱っている。担当課では、エイズの予防啓発に力を入れたいと聞いている。特に若年層を対象としたピアカウンセリング事業を現在県が行っており、若者に対するピアカウンセリングを通して正しい性情報や知識を広めるということで、性と健康に関する健康教室を重点事業としている。

(委員)

妊婦のHIV検査だが、妊娠11週までに75%という目標をほぼ達成しているが、90%95%を達成を目指したい。これは保険ではなく自費の検査だが、補助をしている自治体もある。検討してほしい。

(会長)

ほかにあるか。

(委員)

施策の方向11だが、介護を受けている人すなわち介護対象者への施策はあるが、介護者を対象とする施策は無いのか。今の在宅介護支援センターでは、男女共同参画の視点が抜けていると感じる。実際に介護を担っている人に対する施策が必要だと思う。

(事務局)

福祉分野における男女共同参画の視点が弱いという指摘は確かにある。女性が介護の担い手となるのが当たり前であるという意識がつい出てしまうと聞いている。介護にたずさわる人自身への男女共同参画の意識づけの必要性を感じている。市では地域での子育て介護支援に取り組みたいと考えており、地域に入って保健福祉サービスを提供するため、各地区に保健師を配置して具体的なサービスや相談を行おうとしているところである。こういった場にたずさわる人に対して男女共同参画に関する意識啓発をしなければならないと考えている。

(委員)

在宅介護支援センターは、市の委託を受けてサービスを提供しているとはいえ、民間が運営している。どうしても介護は女性の仕事という意識が抜けず、男性に対する働きかけが弱い。地域と密着していない第三者が現場に赴いて啓発したほうが良いのではないか。

(事務局)

検討したい。

(委員)

市地域推進員制度の検討が行われることに賛成だ。これからの男女共同参画は自治会位の身近な単位で男女共同参画を考えるなどの活動が求められると思う。地域の中で能力のある人が積極的に参画することが必要だ。自治会活動のちょっとした言動でも、まだまだ男女共同参画には程遠いと感じることがある。

(委員)

施策の方向10について、女性の社会進出には出産育児は大きな問題である。民間企業では様々な制度が整備されてはいるが、実際には取りづらい、取っても職場に戻れるのが不安が払拭されていないといった現実がある。勤労者への情報提供は結構だが、それ以上に事業主の理解を得ることが必要であると実感している。事業主への理解を促す働きかけをお願いしたい。これは要望である。

(委員)

重点事業として生徒に対する意識啓発はあるが、指導者に対する男女平等教育の研修の促進(17ページの16)とは、具体的にはどのような事業なのか。参加型の研修会にしたほうがよい。

(事務局)

市立小・中学校80校に対して、男女共同参画についての講話の開催などの人権教育研修会を行っている。また、学校運営の中で、隠れたカリキュラムの対策や、保護者への啓発等にも指導者は取り組むこととしている。

(委員)

教師に対しては積極的に人権教育研修会への派遣を行っている。人権週間の際には、各学校とも教師はもちろんのこと子どもを対象にビデオ鑑賞等を行って意識啓発や保護者への啓蒙を行う等、男女共同参画に対する理解を深めるための取組を行っている。

本市では平成7年から男女混合名簿を導入しており、スムーズに人権教育が進んでいると思う。

(会長)

現在、教師から生徒への性暴力の問題が取り上げられている。教育の場で男女平等意識を育むこと、セクハラ、性暴力を未然に防止するための取組の必要性を痛切に感じている。

(委員)

家庭科が男女必修になってから，子ども達に変化はあったか。学校が変化しても保護者の意識が以前と変わらないということを聞いたことがある。

(委員)

保護者の男女共同参画の意識はまだまだ遅れていると思う。今の子ども達は，男女平等だという気持ちは十分あるけれども，家庭に帰ると母親が家事の全てを取り仕切っている状態であり，子どもが手伝いをする余地が無い。将来のためにも子どもに色々な事をさせたいと思っても，保護者は，子どもは勉強をしていけば良いと考えている。せっかく家庭科で習ったことでも，家庭で実践することが家庭科の復習となる体験なのに出来ていない状況がある。

(委員)

性教育サポート事業として学校を訪れると，学校の先生達からは，性感染症と避妊法は詳しく話してほしいと言われる。保護者からは更に，科学的な知識だけでなく，道徳のことも話してほしいという要望がある。道徳は医師が担うというより，学校で道徳という教科もあり，授業として扱うべきことではないかと思う。しつけ教育は幼稚園，小学生低学年でしっかり行うべきで，それも母親に任せないで父親も加わるべきである。

また，妊婦から話を聞くと，夫が夜遅くにしか帰ってこない。夫が家事を手伝う気がないということに，不満をもっている人が多い。

高校の男女別学も，問題があると感じている。

(委員)

どうして栃木の10代人工妊娠中絶率が高いのか，その理由は何なのか。

(委員)

原因ははっきりとは分からない。不登校が多いことと関連している如果说えれば，伝統的な価値観を押し付ける地域が高いといわれる。私も適当な理由は分からない。ピア・プレッシャーに負けない強い自分を作らなければならない。自分が人に，惑わされないという教育が行われれば，少なくなると思う。しかし，それには時間はかかると思う。

(委員)

話が戻るが，実際に，教員が男女共同参画の研修の場に積極的に参加するかどうかの問題である。講話では聞くだけになってしまい，教員が参加して考えるような人権教育方法をかんがえるべきではないのか。

(委員)

ある研修会では、自分たちが実践した事例を持ち寄って、それで討議をした。

(委員)

意識のある教員もいるが、全く意識の無い教員もまだまだいると思う。こういった教員へのアプローチも必要である。

(委員)

教員、保護者、地域がまとまりながら男女共同参画を進めることが必要だと思う。数値を見ても、教育が一番男女共同参画が進んでいる分野である。

また、男性が夜10時11時に帰宅するような現状では、夫婦の家事分担なんて話ではできない。男女共同参画を語る上では、労働を欠くことは出来ないと思う。

(委員)

一人親の家庭では人手が無い。ファミリーサポートセンター事業はひとり親への支援にもなる。また、一人親の家庭ではお金が無いことも問題である。ファミリーサポートセンターでは一時間700円だが、これは経済的に困窮している母子家庭が利用するには高すぎると思う。人手が無いのを補ってくれるサービスではあるけれども、それを利用するには高すぎて手が出ない。自己負担額の割引について検討してほしい。

(委員)

母子家庭の就労援助というのは大きな課題であり、これも関連する話である。要望として国へ上げておきたい。市としても独自の援助をしてもらえればありがたい。

(委員)

厚生労働省も頑張ってもらいたい。

(会長)

このあたりでよろしいか。それでは、終了する。